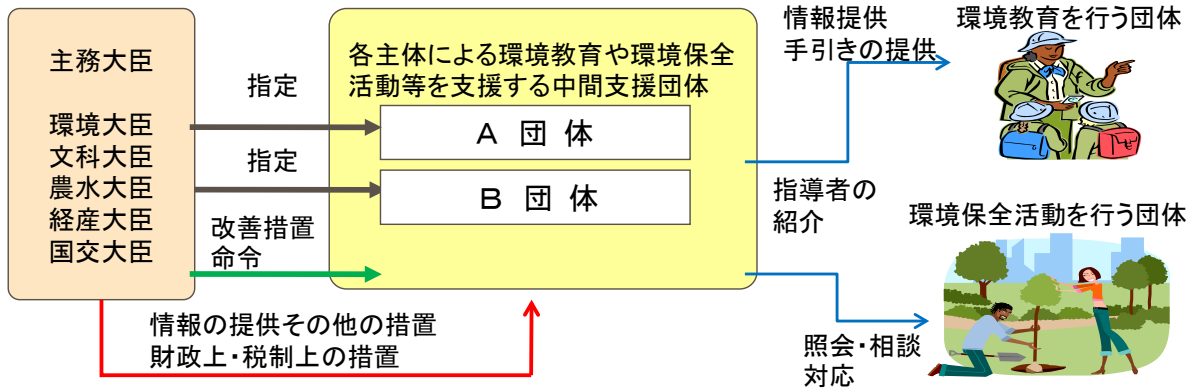


環境教育等支援団体の指定制度の概要

国は、各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体を指定する制度を導入する。



想定される指定法人のイメージ

- NPO法人◎◎協議会: 自然体験活動に取り組む機関、団体間の交流支援を行うとともに、調査研究・普及啓発等を実施
- NPO法人▲▲環境活動支援協会: 環境教育・学習の相談・アドバイス、環境学習システムの開発、講師の派遣等

<参考：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律>

(環境教育等支援団体)

第十条の二 主務大臣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であつて、次項に規定する事業（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援団体（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 一 支援事業を確実に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。